

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢吹町は、子ども医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

矢吹町長

公表日

令和3年10月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	矢吹町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「矢吹町条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
③システムの名称	1. 子ども医療費助成システム（アドオン） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子ども医療費助成システムファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
(平成25年5月31日法律第27号)
番号法第9条第1項 別表第一56の項
2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)
(平成26年内閣府・総務省令第5号)
別表第一省令第44条
3. 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(平成27年12月7日条例第35号)
・第4条第1項 別表第一の20の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)第5条第1項及び別表第3 (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74の項) 矢吹町条例: 第一欄(情報照会機関)が「教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの」が含まれる項(14の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢吹町役場 子育て支援課 子育て支援係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2230 FAX: 0248-42-2138

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]